

令和 8 年 3 月 26 日

## 自動車の登録・検査の法定手数料改定に伴う OSS 申請時の留意点

令和 8 年 4 月 1 日(水)より、自動車の登録・検査の法定手数料が改定されます。継続検査 OSS 申請に関しましては以下の通りとなります。(※令和 8 年 3 月現在、日整連及び整備振興会では小型二輪 OSS 申請はご利用いただけません。)

OSS申請			現行			令和 8 年 4 月以降		
			国/軽検協	機構	計	国/軽検協	機構	計
継続 検査	保安基準	普通・小型 (二輪以外)	1,200	400	1,600	1,450	400	1,850
		軽	1,200	400	1,600	1,450	400	1,850
	適合証	大型特殊	1,200	0	1,200	1,450	0	1,450
		小型二輪	1,200	0	1,200	1,500	0	1,500

新手数料適用は令和 8 年 4 月 1 日(水)となりますが、OSS 申請の場合は **OSS システム上の「受付日」により適用される手数料が決定されます。**そのため、3 月 31 日(火)に申請を行った場合であっても、受付処理のタイミングによっては 4 月 1 日受付となり、**新手数料が適用される場合があります**ので、下記の申請パターンをご確認ください。

### 旧手数料適用パターン

- ① **指定工場** 3 月 31 日(火)に申請 → **振興会** 3 月 31 日(火)に受付処理
- ② **指定工場** 3 月 31 日(火)に申請後、却下又は補正要求状態で月を跨ぐ → **振興会** 不備箇所訂正の連絡を受け 4 月 1 日(水)に再申請処理

### 新手数料適用パターン

- ① **指定工場** 4 月 1 日(水)に申請
- ② **指定工場** 3 月 31 日(火)に申請 → **振興会** 4 月 1 日(水)に受付処理

尚、以下の時間帯では受付処理を行うことが出来ませんので予めご了承ください。

- ① 業務時間外(17:15 以降)
- ② 登録車及び軽自動車ポータルサイトメンテナンス期間中  
令和 8 年 3 月 31 日(火)18:00~4 月 1 日(水)8:00